

高大連携による「Hokkaido Study Abroad Program」実施要綱

(令和3年4月22日高校配置担当局長決定)

(令和5年4月25日一部改正)

1 趣旨

国際交流に興味・関心を持つとともに、大学等に進学し学術研究に意欲的に取り組もうとする北海道教育委員会の所管する高等学校及び中等教育学校（以下「道立高校等」という。）の生徒に対し、道内大学の留学生との相互交流や、道内大学での講義等の受講の機会を創出することにより、国際理解の促進と進学意欲の向上を図り、もって、将来における本道のグローバル人材の育成に資する。

2 実施主体

北海道教育委員会が、道内大学と連携して実施する。

3 事業内容

(1) 留学生の道立高校等への派遣・交流事業

ア 目的

道内大学の留学生を道立高校等に派遣し、授業のピアサポートや部活動への参加、母国の紹介などを通して、生徒の英語力の向上や国際理解の増進に貢献するとともに、道立高校等の教育活動に対する留学生の理解を深め、もって母国と北海道との一層の交流促進に努める。

イ 実施期間

移動も含め3日間以内とし、北海道教育委員会と道内大学とが協議の上、決定する。

ウ 実施場所

原則として、道立高校等において行う。

留学生の派遣を受ける道立高校等（以下「実施校」という。）は、毎年度、予算の範囲内で北海道教育委員会が定めるものとする。

エ プログラムの内容

次の事項を含むものとし、具体的内容については、実施校が企画し、北海道教育委員会及び道内大学との協議を経て、決定する。

- (ア) 英語を中心とする授業における学習サポート（質問対応、ティームティーチング等）
- (イ) 授業への参加（和食の調理（家庭科）や柔道・剣道（保健体育）など、日本文化への理解を深める授業）
- (ウ) ホームルーム活動における母国や研究内容の紹介等
- (エ) 部活動への参加
- (オ) 道立高校等の生徒による英語での地域案内など地域理解を深める活動
- (カ) その他、留学生との交流を深め、国際理解の推進に資する取組

オ 参加対象

道内大学に在籍する留学生とする。

募集人数は、毎年度、予算の範囲内で北海道教育委員会が定めるものとし、応募多数の場合は、北海道教育委員会と道内大学とにおいて選考又は抽選を行い、参加者を決定する。

カ 参加費用等

- (ア) 北海道教育委員会は、留学生に対し、北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年1月10日北海道条例第38号）の規定に基づき旅費を支給するとともに、予算の範囲内で参加奨励費を支給する。

(イ) 北海道教育委員会は、留学生の派遣に係る災害傷害保険料を負担する。補償の範囲は、北海道教育委員会と道内大学が協議の上、決定する。

キ 事前研修会

北海道教育委員会は、道内大学から道立高校等へ派遣される留学生を対象に、必要な知識の修得など、学校における交流活動を円滑に実施することを目的として、対面又はオンラインで事前研修会を行うものとする。

(2) 道立高校等の生徒の道内大学への派遣・交流事業

ア 目的

道立高校等の生徒を留学生の在籍する道内大学に派遣し、留学生との英語による交流や、大学の講義の受講、研究室訪問等を通して、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び派遣先大学についての理解の深化を図るとともに、国際的な視野を育み、海外と積極的に交流しようとする意欲の向上を図る。

イ 実施期間

連続する3日間以内とし、北海道教育委員会と道内大学とが協議の上、決定する。

ウ 実施場所

原則として、道内大学構内及び大学近隣の教育関係施設等において行う。

エ プログラムの内容

次の事項を含むものとし、具体的内容については、北海道教育委員会と道内大学とが協議の上、決定する。

(ア) 留学生との交流（母国や研究内容の紹介、グループワーク等）

(イ) 留学生が受講している授業への参加又は見学

(ウ) 大学の紹介（研究実績、国際交流の状況、キャンパスツアー等）

(エ) その他、留学生との交流を深め、大学進学意欲等の向上に資する取組

オ 参加対象

道立高等学校の第1学年又は第2学年（道立中等教育学校にあつては第4学年又は第5学年）に在学中の生徒とする。ただし、実施日が年度初期となる場合その他特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、道立高等学校の第3学年（道立中等教育学校にあつては第6学年）に在学中の生徒も対象とすることができる。

募集人数は、毎年度、予算の範囲内で北海道教育委員会が定めるものとし、応募多数の場合は、選考又は抽選により参加者を決定する。

カ 参加費用

北海道教育委員会は、生徒の保護者に対し、予算の範囲内で参加奨励費を支給する。

キ 講師等への謝金等

プログラムの実施に関し、実施大学の教員や学生等、講師や運営協力者に対して、予算の範囲内で謝礼を支給する。

4 その他

この要綱で定めるもののほか、本事業の推進に必要な事項については、北海道教育委員会と道内大学とが協議の上、高校教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日（令和3年4月22日）から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、決定の日（令和5年4月25日）から施行する。